

## 相談事例(44)

# CM に頻繁に流れる「過払い金返還請求」って？

『150万円も戻ってきた！』

これは、ある法律事務所の過払い金返還のテレビコマーシャルです。  
過払い金返還について調べてみました。

### 1. 過払い金とは

消費者金融などの貸金業者から融資を受けた人が業者に支払い過ぎた利息のことで、利息制限法の上限金利（年15～20%）と出資法の旧上限金利（年29.2%）の差から生じたもので返還請求ができます。

### 2. 過払い金返還

最高裁判所は平成18（2006）年、利息制限法の上限金利（年15%～20%）と旧出資法（年29.2%）の間の「グレーゾーン金利」を原則無効と判断しました。債務者が利息制限法を超えて支払った金利分は「過払い金」となり、貸金業者から取り戻す動きが急増し、訴訟に訴えるケースも増加しました。

この過払い金返還について、法律事務所が大々的な広告宣伝を行っており、消費者庁が景品表示法による措置命令を出しています。

平成22（2010）年、改正貸金業法※が完全施行され、貸出し限度額を年収の3分の1までに抑えられました。また、上限を超えた金利が無効となる利息制限法※（上限金利は貸付け額に応じて15～20%）もあり「過払い金」は激減したとされています。

### 3. 多重債務とは

複数の消費者金融や信販会社などから借り入れることを指します。すでにある借金の返済のために、別の業者から借り入れ、借金が増え続ける状態です。原因としては失業や病気などの生活苦、無計画なカードローンの利用、違法業者からの借り入れなど要因はさまざまです。この多重債務の中に、法定金利を超えた利息を支払わされている場合があり、過払い金請求に繋がっていると考えられます。

#### 多重債務に関する法律

政府は、平成18年12月22日に閣議決定し多重債務者対策の円滑かつ効率的な推進を図るために、内閣に多重債務者対策本部を設置しました。本部長を内閣府特命担当大臣（金融）としました。

#### \*改正貸金業法

平成18（2006）年12月全面的な改正法が成立・交付され、4段階にわたり平成22（2010）年6月に全面施行された。

みなし弁済の廃止、総量規制（貸出額を年収の3分の1とする）が導入された。

#### \*利息制限法

貸金業法の改正に伴い、1条2項（借主が利息の超過部分を任意に支払った時は、返還請求できない）が削除された。

#### \*出資法

改正貸金業法の全面施行に合わせ、上限金利を29.2%から20%に引き下げた。これにより「グレーゾーン金利」はなくなった。

#### \*特定調停法

平成12年2月施行「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」の通称。

管轄は簡易裁判所。支払い不能になりそうな債務者を金銭的に立ち直ることができるよう調停によって金銭債務の調整を促進するための法律。返済困難な状況にある債務者と債権者の間に裁判所から選任された調停委員と裁判官で調停委員会を構成し、借金の整理をしていく制度。債務者の救済に重点を置いており多重債務や住宅ローン破たんの個人だけではなく法人も利用できる。

#### 特定調停事件数の推移（最高裁判所ホームページより）

平成12年	新受件数	21万866件(特定調停法施行)
平成15年		53万7071件(最多受件数)
平成18年		25万9,297件（改正貸金業法成立）
平成22年		2万8,229件（改正貸金業法全面施行）
平成26年		3,371件

特定調停の新受件数の大幅な減少は、貸金業法、利息制限法などの改正による結果とみられる。

## 4. 多重債務の相談先

簡易裁判所 法テラス、消費生活センター、法律専門家

#### 解決方法

	自己破産	個人再生	特定調停	任意整理
弁護士に委任	必要	必要	自身でできる	必要
裁判所の関与	あり	あり	あり（非公開）	原則なし
信用情報機関	登録	登録	登録	登録
資産	維持できない	維持できる	維持できる	維持できる
裁判所に納める費用	必要	必要	必要（債権者1社に付700円程度）	不要
官報に掲載	○	○	×	×
勤務先に知られる？	知られない	知られない	知られない	知られない

テレビコマーシャルの過払い金返還請求は、任意整理に当たると考えられます。弁護士などの専門家に依頼することは、当然に費用が発生し、成功報酬も支払う必要があります。

一方、特定調停は、弁護士等法律専門家に依頼しなくても自分でできる制度です。

裁判所が、債権者（お金を貸した事業者）と債務者（借金している人、法人）の間に立って、多重債務者が返済可能と思われる方法を考えます。立法の趣旨にも債務者の救済がうたわれています。過払い金が判明した時点で改めて専門家に依頼することもでき、費用もその分安くなると思われます。依頼する前にいろいろな相談機関を調べるのが大切です。

## 5. 新たな問題

### 銀行系カードローン

貸付残高は消費者金融を超えたといわれています。法の規制がなく新たな多重債務者を生み出す危険が指摘されています。

新聞報道によれば、業界団体加入の 120 行に書面で聞いたところ、回答数 101 行のうち、カードローンを提供しているのは 96 行、貸付額が改正貸金業法の総量規制、「年収の3分の1」を超えているのは 80 行、うち 19 行は年収を超える場合もある、としています。「3分の1を超えない」としたのは3行でした。監督官庁や業界団体は目下のところ規制には消極的です。

## 6. 金融庁や日弁連などが問題視

カードローンは、無担保で用途の制限がない融資です。金利は借り入れる個人の信用力に応じて年 1.5%~15%程度といわれています。最大 500 万~1,000 万円の枠内で融資が受けられます。貸出残高はこの 5 年で 60%増の 5 兆 4377 億円。消費者金融の貸付残高を上回っているようです。

100 万円以上を 1 年定期で預けた場合の金利は、大都市銀行は大半が 0.01%、ネット銀行が 0.2%程度です(2017 年 6 月調べ)。マイナス金利政策にあって、1.5%~15%程度は相当な高金利です。例えば、0.01%の預金金利の 1.5%の借り入れ利息は 150 倍。15%の場合、なんと 1500 倍です。この高金利部分が、各行の利ざやを稼ぐもとになっているのです。消費者金融等に課せられている、総量規制（融資額の上限）が適用されないこと、広告規制がないことなどが残高増加に繋がっているといわれています。このような状況から日本弁護士連合会は「多重債務問題の再現だ」とする意見書を出しています。

### 全国銀行協会の動き

各行では、厳しい指摘を受けてカードローン審査の厳格化を申し合わせしています。年収審査をし、融資額の基準を「300 万超」から「50 万超」に引き下げ（三井住友銀行）、「200 万超」から「50 万超」に引き下げ（三菱東京 UFJ 銀行）、また、テレビ CM の放映時間の限定も決めました。みずほ銀行は融資額上限を利用者の年収の 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げました。地方銀行も追随すると見られています。

全国銀行協会が 6 月 12 日に、カードローンの過剰融資防止に関する調査を公表しました。それによると、貸金業法と同じ、貸付総額を年収の 3 分の 1 にするなどとした銀行は、8 行（7%）、73 行（60%）が検討中と回答しています。金融庁と消費者庁が 6 月 12 日に開いた多重債務問題の有識者会議で、金融庁がアンケート結果

を示しました。調査会社に委託し、消費者金融からの借り入れ経験者、未経験者に定期的にアンケートをしているものです。対象者 4,427 人のうち過去 3 年以内にカードローンを使った人は、187 人（4.2%）そのうち 63.7%が 3 年以内に消費者金融からも借り入れをしていたことがわかりました。簡単に高額な借金ができることには変わりはない。失業や病気など、思わぬことから収入を失うことは特別なこととはいえません。行政のセーフネットの充実が望まれます。

### 消費者にアドバイス

- カードローンの多重債務に陥らない覚悟を。
- 安易な借金は決してしないこと。無担保は高金利、と心得る。
- 行政などに相談する。さまざまな支援を探す。生活の見直し（むだはないか）など。
- 多重債務問題は必ず解決できる。